

【ブラジル】 2014年7月17日(木)・7月23日(水)開催 ブラジルセミナー2014 (第1回「ブラジルでの事業展開」“Doing Business in Brazil” / 第2回「腐敗行為防止法」“Anti-Corruption Law”) を開催いたしました。

松田綜合法律事務所では、2014年7月17日(木)・23日(水)の2回にわたり、ブラジルから Fernando Zanotti Schneider 弁護士 (Abe, Guimarães e Rocha Neto Advogados 法律事務所) を招き、ブラジルでのビジネスに関わる法制度と現状に関するセミナーを開催いたしました。

第1回では、「ブラジルでの事業展開」“Doing Business in Brazil” をテーマに、近時におけるブラジルの経済情勢等も踏まえつつ、法的観点からブラジルでの事業展開の方法に関してその概要と留意点を解説致しました。

コーポレートの観点から採り得る会社形態やそれぞれのガバナンス体制を概説した上で、一般的な M&A の手法、外資規制、競争法、消費者法、不動産、労働、税務等の幅広い分野について横断的な説明を行いました。



第2回では、「腐敗行為防止法」“Anti-Corruption Law” をテーマに、ブラジルにおける腐敗行為防止法の背景・制度趣旨の内容に関して概説を行い、同法の適用範囲・与える影響やその課題について説明いたしました。今年始めに施行されたばかりの同法への関心は高く、参加者からも多くの質問をいただき、Fernando Schneider 弁護士との間で活発な質疑応答が行われました。

弊所では、引き続き、ブラジルに関する法制度について情報を提供するとともに、ビジネス進出される企業・団体のサポートをしていきたいと考えております。



■講師

Fernando Zanotti Schneider
Abe, Guimarães e Rocha Neto Advogados 法律事務所
弁護士 (ブラジル連邦共和国)

 **abe** | ABE, GUIMARÃES E ROCHA NETO
ADVOGADOS

■通訳

松田綜合法律事務所 弁護士

本件に関するお問い合わせは、下記までご連絡下さい。



松田綜合法律事務所 | MATSUDA & PARTNERS

〒100-0004 東京都千代田区大手町二丁目6番1号 朝日生命大手町ビル7階
電話：03-3272-0101 FAX：03-3272-0102
URL：http://www.jmatsuda-law.com E-mail：info@jmatsuda-law.com